

# 富良野市国民健康保険運営協議会議案 (平成 29 年度第 2 回)

日 時 平成 30 年 3 月 14 日 (水) 午後 6 時 30 分  
場 所 富良野市役所 第 3 会議室

富良野市国民健康保険運営協議会

# 日 程

1. 開 会
2. 市長あいさつ
3. 会長あいさつ
4. 会議録署名委員指名

委員

委員

## 5. 報告事項

報告第1号	国民健康保険事業一般経過報告	P2～3
報告第2号	平成29年度国民健康保険特別会計決算（見込）	P4～5
報告第3号	平成30年度国民健康保険特別会計当初予算（案）	P6～7

（参考資料）

○平成29年度 第2回国民健康保険運営協議会附属資料	別 冊
----------------------------	-----

## 6. 協議事項

議案第1号	富良野市国民健康保険 第2期保健事業実施計画 （データヘルス計画）第3期特定健康診査等実施計画（案）	別 冊
-------	---	-----

## 7. 諮問事項

諮問第1号	富良野市国民健康保険税条例の一部改正について	P8～17
-------	------------------------	-------

## 8. その他

## 9. 閉 会

## 報告第1号

### 国民健康保険事業一般経過報告（平成29年12月以降分）

- 1 2月28日 平成29年度第1回富良野市国民健康保険運営協議会
- 1月15日 国民健康保険国庫支出金等事務研修会（札幌市）1人
- 16日 国保情報集約システム説明会（札幌市）2人
- 2月9日 医療費通知送付（平成29年10～11月分）2,621世帯
- 7日 国民健康保険調整交付金ヒヤリング（旭川市）2人
- 15日～16日  
平成29年度第4回北海道国民健康保険市町村連携会議（札幌市）1人
- 16日 第2期国保データヘルス計画策定研修会
- 19日 富良野市健康増進計画策定検討委員会
- 20日～21日  
市町村事務処理標準システム2月ブロック別操作研修会（旭川市）2人
- 21日 市町村事務処理共同事業ブロック別説明会（旭川市）2名
- 22日 市議会説明（国保制度改革について）
- 23日 資格証明書交付対象者審査委員会
- 27日 平成29年度第2回富良野市市税等収納対策プロジェクト会議
- 3月2日 平成30年第1回市議会定例会（国保補正予算第3号議決）
- 12日～14日  
市町村事務処理標準システム個別操作研修（札幌市）5名

#### ○平成30年第1回市議会定例会 提案事項

##### ①富良野市国民健康保険条例の一部改正について

- ・平成30年4月1日より実施される国民健康保険事業の都道府県と市町村の共同運営の実施に伴い、市町村の役割を変更すること及び国民健康保険法第11条で国民健康保険運営協議会が「国民健康保険事業の運営に関する協議会」と変更されることから、改めて名称を規定します。あわせて、北海道国民健康保険運営方針により葬祭費の支給が北海道統一の金額となりましたので改正します。 葬祭費1件あたり20,000円 → 30,000円

##### ②富良野市国民健康保険事業保険給付基金条例の一部改正について

- ・平成30年4月1日より実施される国民健康保険事業の都道府県と市町村の共同運営の実施に伴い、保険給付費については全額を北海道から交付され、財源が確保されることから、条例の設置目的を変更し、国民健康保険特別会計に不足額が生じた場合に基金を処分できるようにする改正します。 条例名 富良野市国民健康保険事業基金条例

## ○平成 30 年度国民健康保険関係法令の主な改正

### ①国民健康保険税の改正

- ・地方税法施行令の改正により、国民健康保険税の軽減判定所得について、基礎控除（33 万円）に加え被保険者数に乗じる基準額を 5 割軽減で 27 万円から 27.5 万円、2 割軽減で 49 万円から 50 万円に引き上げて適用範囲を拡大することとなります。

### ②国民健康保険の制度改正について

#### 【入院したときの食事代】

- ・平成 30 年 4 月から、住民税課税世帯の標準負担額（入院食費）が 1 食あたり 460 円に改正になります。住民税非課税世帯は変更ありません。

#### 【療養病床に入院したとき（65 歳以上対象）】

- ・平成 30 年 4 月から、65 歳以上の人で住民税課税世帯であり、かつ医療区分Ⅱ・Ⅲの人が療養病床に入院した時の標準負担額が、食費分で 1 食あたり 460 円、居住費分では住民税課税・非課税世帯で医療区分Ⅱ・Ⅲの人は 1 日あたり 370 円と改正になります。

#### 【自己負担限度額・高額介護合算について（70 歳以上 75 歳未満対象）】

- ・70 歳以上 75 歳未満の医療と介護の自己負担限度額の合算で、現役並み所得者の所得区分が平成 30 年 8 月から、3 段階となって設定されます。
- ・平成 30 年 8 月から、70 歳以上 75 歳未満の人で所得区分が現役並み所得者の人は新たに 3 段階の所得区分に分けられます。また、外来のみの限度額が廃止され、外来と入院の限度額（世帯単位）のみ設定されることとなります。あわせて、所得区分が一般の人の限度額が外来（個人単位）で 18,000 円に改正となります。（別表参照）

### ≪別表≫

平成29年8月～平成30年7月				平成30年8月～			
所得区分	外来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)	4回目以降	所得区分	外来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)	4回目以降
現役並み 所得者	57,600円	80,100円 (総医療費が267000円を 超えた場合は、その超え た分の1%を加算)	44,400円	課 税 所 得	690万円 以上	252,600円 (総医療費が267000円を 超えた場合は、その超え た分の1%を加算)	140,100円
一般	14,000円 (年間上限 144,000円)	57,600円	44,400円		380万円 以上	167,400円 (総医療費が267000円を 超えた場合は、その超え た分の1%を加算)	93,000円
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円	—		145万円 以上	80,100円 (総医療費が267000円を 超えた場合は、その超え た分の1%を加算)	44,400円
低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円	—	一般	18,000円 (年間上限 144,000円)	57,600円	44,400円
				低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円	—
				低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円	—

報告第2号

平成29年度 国民健康保険特別会計決算（見込）

（単位：千円）

科目（款）		H28決算額	H29 3月補正後	増減	摘 要
歳 出	総 務 費	65,798	94,222	28,424	一般管理費及び賦課徴収費等
	保 険 給 付 費	1,814,008	1,714,004	▲ 100,004	医療費、出産育児一時金、葬祭費、 診査手数料
	後期高齢者支援金等	320,516	322,460	1,944	一人当り58,081円 事務費3.40円 被保険者数6,260人
	前期高齢者納付金等	225	1,191	966	納付金一人当り195円 事務費3.60円
	老人保健拠出金	12	8	▲ 4	精算に係る事務費
	介 護 納 付 金	133,187	137,337	4,150	概算150,063千円 精算△12,726千円 被保数2,251人
	共 同 事 業 拠 出 金	768,465	730,186	▲ 38,279	高額分66,102千円 共同分664,083千円
	保 健 事 業 費	26,012	27,612	1,600	レセプト点検、医療費通知、特定健康 診査等
	基 金 積 立 金	2	2	0	
	公 債 費	0	0	0	
	諸 支 出 金	1,645	28,738	27,093	過誤納による還付金等
	予 備 費	0	9,117	9,117	
歳 出 合 計		3,129,870	3,064,877	▲ 64,993	
歳 入	国民健康保険税	729,402	694,197	▲ 35,205	
	国 庫 支 出 金	668,832	604,642	▲ 64,190	負担金492,177千円 補助金112,465千円
	療養給付費交付金	28,993	2,883	▲ 26,110	現年分2,883千円 過年分 0千円
	前期高齢者交付金	504,260	506,993	2,733	概算626,085千円 精算△119,092千円 被保数6,260人
	道 支 出 金	167,518	140,533	▲ 26,985	負担金19,884千円 補助金120,649千円
	共 同 事 業 交 付 金	805,157	729,397	▲ 75,760	高額分50,042千円 共同分674,355千円
	財 産 収 入	2	2	0	
	繰 入 金	289,898	339,078	49,180	法定繰入分284,787千円 給付基金繰入分54,291千円
	繰 越 金	28,549	40,211	11,662	平成28年度繰越金
	諸 収 入	7,470	6,941	▲ 529	
歳 入 合 計		3,230,081	3,064,877	▲ 165,204	
歳 入 歳 出 差 引 額		100,211	0	▲ 100,211	
年度当初基金残高①	63,443	93,446			
前年度決算剰余金②	30,000	60,000			
基金繰入金③	0	54,291			
基金積立金④	3	2			
年度末基金残高①+②-③+④	93,446	99,157			

平成 29 年度国民健康保険特別会計決算見込みは、3 月補正予算時点で歳入歳出 30 億 6,487 万円となっています。

前年度決算額と比較して歳出の増額が大きいものとして、総務費は制度改正によるシステム改修等費用により 2,842 万円の増、後期高齢者支援金は一人当りの負担額が増えたことにより 194 万円の増、介護納付金は前々年度の精算金の減により 415 万円の増、諸支出費は療養給付費負担金の過年度精算返還等により 2,709 万円の増。減額が大きいものとして、保険給付費は、それぞれの医療費支出の伸びが低かったことによる 1 億円の減、共同事業拠出金は 3,827 万円の減となっています。

また、歳入では、国民健康保険税は、所得の減少により 3,520 万円の減、国庫支出金は歳出の保険給付費等の減により療養給付費等負担金や財政調整交付金の普通調整交付金などが 6,419 万円の減、療養給付費等交付金は退職被保険者の療養諸費の減少により 2,611 万円の減、前期高齢者交付金は前々年度精算額の減により 273 万円の増、道支出金は普通交付金が減額で 2,698 万円の減、共同事業交付金は保険給付費の対象経費減により 7,576 万円の減、繰入金は収支不足額に国民健康保険事業保険給付基金を充てることから 4,918 万円の増となっています。

今年度は、保険給付費が見込みより少なく推移したことで、当初予算で計上していた雑入の収支不足補填分 3,000 万円を 3 月補正予算で減額することができました。

最終的な収支は、歳入は国民健康保険税の収納率の伸び、3 月末に確定する国の調整交付金本係数による交付額、歳出では 4 月に確定する 2 月診療分の療養給付費等があるため不確定ですが、保険給付費基金の取り崩しを行うことにより赤字になる可能性は低いと見込んでいます。

国民健康保険事業保険給付基金は、3 月補正予算で約 5,429 万円の取り崩しを行い、繰入後の残高は約 9,915 万円となり、平成 29 年度決算で剰余金が発生した場合は基金に積み立てを行います。

報告第3号

平成30年度 国民健康保険特別会計当初予算(案)

(単位：千円)

科目(款)	H29当初予算額	H30当初予算額	増減	摘要	H29 3月補正後	
歳 出	総務費	97,960	69,185	▲ 28,775	一般管理費及び賦課徴収費等	94,222
	保険給付費	1,885,895	1,794,694	▲ 91,201	医療費、出産育児一時金、診査手数料、葬祭費20,000円→30,000円	1,714,004
	後期高齢者支援金等	323,405	-	▲ 323,405		322,460
	前期高齢者納付金等	1,179	-	▲ 1,179		1,191
	老人保健拠出金	8	-	▲ 8		8
	介護納付金	138,622	-	▲ 138,622		137,337
	保健事業費納付金	-	813,352	813,352	医療分565,770千円 支援金分167,230千円 介護分80,352千円	
	共同事業拠出金	785,416	1	▲ 785,415	その他共同事業事務費拠出金	730,186
	保健事業費	29,875	30,863	988	レセプト点検、医療費通知、特定健康診査等	27,612
	基金積立金	1	1	0		2
	公債費	138	103	▲ 35		0
	諸支出金	2,501	2,501	0	過誤納による還付金等	28,738
	予備費	10,000	3,000	▲ 7,000		9,117
歳出合計	3,275,000	2,713,700	▲ 561,300		3,064,877	
歳 入	国民健康保険税	717,978	594,103	▲ 123,875		694,197
	一部負担金	2	2	0	一部負担金徴収猶予分	2
	国庫支出金	712,386	-	▲ 712,386		604,642
	療養給付費交付金	10,495	-	▲ 10,495		2,883
	前期高齢者交付金	506,386	-	▲ 506,386		506,993
	道支出金	172,041	1,822,626	1,650,585	普通交付金1,785,436千円 特別交付金37,190千円	140,533
	共同事業交付金	761,347	-	▲ 761,347		729,397
	財産収入	1	1	0		2
	繰入金	361,143	293,744	▲ 67,399	法定繰入分293,743千円 基金繰入分1千円	339,078
	繰越金	1	1	0		40,211
	諸収入	33,220	3,223	▲ 29,997		6,939
歳入合計	3,275,000	2,713,700	▲ 561,300		3,064,877	

平成 30 年度当初予算は、平成 29 年度当初予算と比較して 5 億 6,130 万円減となる 27 億 1,370 万円となりました。

新年度の予算編成にあたっては、平成 30 年 4 月から都道府県が市町村とともに保険者となり財政運営の責任主体としての役割を担い、市町村は保険料の賦課徴収や保険事業の実施などを引き続き担うこととなります。

このことにより、市町村が支払う保険給付費は全額を都道府県が保証し、その財政運営の財源として市町村は国保事業費納付金を都道府県に納めることになるため、あわせて予算科目も改めているところです。

歳出では、総務費は、今年度からの国民健康保険制度改革によるシステム運用経費を含め 2,877 万円減、保険給付費は、葬祭費が北海道の統一基準として 1 件 3 万円となり増額しましたが、全体では医療費の減少も見込んで 9,120 万円減、保険事業費納付金は、制度改革により新設された科目で、財政運営を担う北海道に対する納付金として、医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分をあわせて、8 億 1,335 万円を計上。共同事業拠出金は高額医療費共同事業、保険財政共同安定化事業が廃止となり 7 億 8,541 万円の減、保健事業費は保健事業費及び特定健康診査等事業費で 98 万円増となります。

制度改革により、歳出予算の科目が整理され「後期高齢者支援金等」「前期高齢者納付金等」「老人保健拠出金」「介護納付金」は廃款となり「共同事業拠出金」が事業内容の変更となります。

歳入では国民健康保険税を北海道に支払う保険事業費納付金に充てることから、被保険者に係る医療給付費分、後期高齢者支援金分、及び介護納付金分を計上し 1 億 2,387 万円減、道支出金は、制度改革による科目編成を行い、普通交付金及び特別交付金として 16 億 5,058 万円増、繰入金は、給付基金繰入金と一般会計繰入金で 6,739 万円減、歳入も同じく制度改革により予算の科目が整理され「国庫支出金」「療養給付費等交付金」「前期高齢者交付金」「共同事業交付金」は廃款となり「道支出金」のうち「道負担金」「道補助金」分は科目編成により削除となります。

平成 30 年度は、保険給付費にかかる支出は、北海道から道支出金として全額保証されることから、大きな財源不足の懸念はなく、保険給付基金繰入金や諸収入の収支不足補填分は当初予算から計上をしていません。



## 諮問第1号

### 富良野市国民健康保険税条例の一部改正について

#### 1. 改正内容

(基礎課税額)	現 行	改 正
所得割額	11.0%	8.78%
均等割額	26,000円	24,300円
平等割額	25,500円	21,300円
賦課限度額	540,000円	580,000円

  

(後期高齢者支援金税額)	現 行	改 正
所得割額	2.6%	2.90%
均等割額	6,900円	8,300円
平等割額	6,800円	7,300円
賦課限度額	190,000円	改正なし

  

(介護納付金課税額)	現 行	改 正
所得割額	2.2%	1.69%
均等割額	8,000円	9,500円
平等割額	6,500円	5,700円
賦課限度額	160,000円	改正なし

#### 2. 改正理由

##### ①税率について

平成30年度以降の国民健康保険税は、北海道が算定する保険給付費等納付金を賄える税率の設定と保険税収納額が必要となり、北海道が示す標準保険税率を参考に、保険給付費などの伸びと被保険者数の減少傾向を想定して概ね3年間を見据えた税率改正を行います。

##### ②賦課限度額について

国民健康保険税の賦課限度額は地方税法施行令に定められており、平成30年4月より基礎課税分賦課限度額を4万円引き上げることが予定されています。引き上げの理由としては、国民健康保険の賦課限度額対象世帯の割合を被用者保険の標準報酬月額限度額の割合である1.5%をめどに引き上げていくこととしています。富良野市においては、国保財政の健全化を確保する観点で、地方税法施行令と同水準の改正を行います。

#### 3. 改正時期

平成30年度より適用（平成30年6月議会提案予定）

## 【資料】国民健康保険税について（税率改正）

### 1. 第1回運営協議会における提案事項

#### （1）税率検討の考え方

平成30年度以降の国民健康保険税は、北海道が算定する保険給付費等納付金を賄える税率とし、北海道が示す標準保険税率を参考に設定することとなります。また、今回検討する税率の期間は、保険給付費などの伸びと被保険者数の減少傾向を想定し、概ね3年間としました。

#### （2）賦課割合について

標準的な賦課割合に加え均等割・平等割の上昇を抑えた3案を提示しました。

- ・国民健康保険法施行規則による賦課割合 ⇒ 所得50：均等割35：平等割15
- ・富良野市の平成29年度賦課割合 ⇒ 所得割58.03：均等割27.39：平等割14.58
- ・想定賦課割合
  - ① 所得割50：均等割35：平等割15
  - ② 所得割53：均等割32：平等割15
  - ③ 所得割57：均等割29：平等割14

### 2. 諮問事項について

#### （1）賦課割合（案）について

前回提案をしました3案の中で、試算したモデルケースの内すべてのケースで負担が減になる賦課割合「所得割57：均等割29：平等割14」を今回諮問する税率としました。

(2) 税率の変更について

第1回運営協議会では、北海道が示す国保事業費納付金（本算定：仮係数）により税率を算定していました。平成30年2月に示された（本算定：確定係数）では、介護分の確定納付額が大きく変わったことから、賦課割合を「57:29:14」として税率を再算定して諮問の税率としています。

(参考) 税額一覧表

		所得割	均等割	平等割	備考
標準負担税率	医療分	7.66%	28,763	19,935	本算定:確定係数 平成30年2月
	後期分	2.45%	9,342	6,475	
	介護分	1.83%	9,391	4,865	
H29現行	医療分	11.00%	26,000	25,500	賦課割合 所得割:58.03 均等割:27.39 平等割:14.58
	後期分	2.60%	6,900	6,800	
	介護分	2.20%	8,000	6,500	
第1回運協提示(案)	医療分	8.69%	24,300	21,300	平成29年12月運営協議会提示 ③57:29:14
	後期分	2.87%	8,300	7,300	
	介護分	2.10%	9,500	5,700	
改正(案)	医療分	8.78%	24,300	21,300	賦課割合 ③57:29:14
	後期分	2.90%	8,300	7,300	
	介護分	1.69%	9,500	5,700	

○国保事業費納付金

(本算定:仮係数)

(本算定:確定係数)

確定納付金		812,272,275	790,248,209
医療費分		564,947,602	548,315,723
	一般分	564,947,602	547,926,634
	退職分	0	389,089
後期支援分		166,934,570	171,029,758
	一般分	166,934,570	170,904,291
	退職分	0	125,467
介護分		80,390,103	70,902,728

[参 考] モデル世帯の税額比較

○40歳未満の場合

【2人世帯】 ※配偶者所得0円

		7割軽減	5割軽減	2割軽減		
現行	所得 (給与収入)	30万円 (95万円)	85万円 (150万円)	122万円 (200万円)	192万円 (300万円)	266万円 (400万円)
	医療分	23,200	95,900	159,900	252,400	333,800
	後期分	6,100	23,800	39,600	61,900	81,100
	介護分					
	合 計	29,300	119,700	199,500	314,300	414,900

		7割軽減	5割軽減	2割軽減		
改正	所得 (給与収入)	30万円 (95万円)	85万円 (150万円)	122万円 (200万円)	192万円 (300万円)	266万円 (400万円)
	医療分	20,900	80,600	134,000	209,500	274,400
	後期分	7,100	27,000	44,900	70,000	91,400
	介護分					
	合 計	28,000	107,600	178,900	279,500	365,800

差額	所得 (給与収入)	30万円 (95万円)	85万円 (150万円)	122万円 (200万円)	192万円 (300万円)	266万円 (400万円)
	医療分	-2,300	-15,300	-25,900	-42,900	-59,400
	後期分	1,000	3,200	5,300	8,100	10,300
	介護分					
	合 計	-1,300	-12,100	-20,600	-34,800	-49,100

○40歳以上の場合

【4人世帯(夫婦・子2人)】 ※配偶者の所得0円

		7割軽減	5割軽減	5割軽減	2割軽減	
現行	所得 (給与収入)	30万円 (95万円)	85万円 (150万円)	122万円 (200万円)	192万円 (300万円)	266万円 (400万円)
	医療分	38,800	121,900	162,600	278,500	385,800
	後期分	10,300	30,700	40,300	68,800	94,900
	介護分	6,700	22,600	30,800	52,900	73,700
	合 計	55,800	175,200	233,700	400,200	554,400

		7割軽減	5割軽減	5割軽減	2割軽減	
改正	所得 (給与収入)	30万円 (95万円)	85万円 (150万円)	122万円 (200万円)	192万円 (300万円)	266万円 (400万円)
	医療分	35,500	104,900	137,300	234,400	323,000
	後期分	12,100	35,300	46,000	78,500	108,000
	介護分	7,400	21,100	27,300	46,600	64,000
	合 計	55,000	161,300	210,600	359,500	495,000

差額	所得 (給与収入)	30万円 (95万円)	85万円 (150万円)	122万円 (200万円)	192万円 (300万円)	266万円 (400万円)
	医療分	-3,300	-17,000	-25,300	-44,100	-62,800
	後期分	1,800	4,600	5,700	9,700	13,100
	介護分	700	-1,500	-3,500	-6,300	-9,700
	合 計	-800	-13,900	-23,100	-40,700	-59,400

○40歳未満の場合

【2人世帯】 ※配偶者所得0円

		7割軽減	5割軽減	2割軽減		
現行	所得 (農業・営業)	30万円	50万円	120万円	300万円	500万円
	医療分	23,200	57,400	157,700	371,200	540,000
	後期分	6,100	14,700	39,100	90,000	142,000
	介護分					
	合計	29,300	72,100	196,800	461,200	682,000

		7割軽減	5割軽減	2割軽減		
改正	所得 (農業・営業)	30万円	50万円	120万円	300万円	500万円
	医療分	20,900	49,800	132,300	304,300	479,900
	後期分	7,100	16,800	44,300	101,300	159,300
	介護分					
	合計	28,000	66,600	176,600	405,600	639,200

差額	所得 (農業・営業)	30万円	50万円	120万円	300万円	500万円
	医療分	-2,300	-7,600	-25,400	-66,900	-60,100
	後期分	1,000	2,100	5,200	11,300	17,300
	介護分					
	合計	-1,300	-5,500	-20,200	-55,600	-42,800

○40歳以上の場合

【4人世帯(夫婦・子2人)】 ※配偶者の所得0円

		7割軽減	5割軽減	2割軽減		
現行	所得 (農業・営業)	30万円	120万円	200万円	300万円	500万円
	医療分	38,800	160,400	287,300	423,200	540,000
	後期分	10,300	39,800	70,900	103,800	155,800
	介護分	6,700	30,300	54,700	81,200	125,200
	合計	55,800	230,500	412,900	608,200	821,000

		7割軽減	5割軽減	2割軽減		
改正	所得 (農業・営業)	30万円	120万円	200万円	300万円	500万円
	医療分	35,500	135,600	241,400	352,900	528,500
	後期分	12,100	45,400	80,800	117,900	175,900
	介護分	7,400	27,000	47,900	69,800	103,600
	合計	55,000	208,000	370,100	540,600	808,000

差額	所得 (農業・営業)	30万円	50万円	120万円	300万円	500万円
	医療分	-3,300	-24,800	-45,900	-70,300	-11,500
	後期分	1,800	5,600	9,900	14,100	20,100
	介護分	700	-3,300	-6,800	-11,400	-21,600
	合計	-800	-22,500	-42,800	-67,600	-13,000

## ○65歳未満の場合(年金収入)

【単身世帯】

	所得 (年金収入)	7割軽減		2割軽減		
		30万円 (100万円)	75万円 (150万円)	112.5万円 (200万円)	150万円 (250万円)	187.5万円 (300万円)
現行	医療分	15,400	87,400	138,900	180,200	221,400
	後期分	4,100	21,800	34,300	44,100	53,800
	介護分	4,300	20,800	31,900	40,200	48,400
	合計	23,800	130,000	205,100	264,500	323,600

	所得 (年金収入)	7割軽減		2割軽減		
		30万円 (100万円)	75万円 (150万円)	112.5万円 (200万円)	150万円 (250万円)	187.5万円 (300万円)
改正	医療分	13,600	73,300	115,400	148,300	181,200
	後期分	4,600	24,600	38,600	49,500	60,400
	介護分	4,500	19,200	28,600	34,900	41,300
	合計	22,700	117,100	182,600	232,700	282,900

	所得 (年金収入)	7割軽減		2割軽減		
		30万円 (100万円)	75万円 (150万円)	112.5万円 (200万円)	150万円 (250万円)	187.5万円 (300万円)
差額	医療分	-1,800	-14,100	-23,500	-31,900	-40,200
	後期分	500	2,800	4,300	5,400	6,600
	介護分	200	-1,600	-3,300	-5,300	-7,100
	合計	-1,100	-12,900	-22,500	-31,800	-40,700

【2人世帯】 ※配偶者の年金は70万円以下(所得0円)

	所得 (年金収入)	7割軽減		5割軽減		2割軽減	
		30万円 (100万円)	75万円 (150万円)	112.5万円 (200万円)	150万円 (250万円)	187.5万円 (300万円)	
現行	医療分	23,200	84,900	149,400	206,200	247,400	
	後期分	6,100	21,200	37,100	51,000	60,700	
	介護分	6,700	20,400	35,400	48,200	56,400	
	合計	36,000	126,500	221,900	305,400	364,500	

	所得 (年金収入)	7割軽減		5割軽減		2割軽減	
		30万円 (100万円)	75万円 (150万円)	112.5万円 (200万円)	150万円 (250万円)	187.5万円 (300万円)	
改正	医療分	20,900	71,800	125,700	172,600	205,500	
	後期分	7,100	24,100	42,100	57,800	68,700	
	介護分	7,400	19,400	33,100	44,400	50,800	
	合計	35,400	115,300	200,900	274,800	325,000	

	所得 (年金収入)	7割軽減		5割軽減		2割軽減	
		30万円 (100万円)	75万円 (150万円)	112.5万円 (200万円)	150万円 (250万円)	187.5万円 (300万円)	
差額	医療分	-2,300	-13,100	-23,700	-33,600	-41,900	
	後期分	1,000	2,900	5,000	6,800	8,000	
	介護分	700	-1,000	-2,300	-3,800	-5,600	
	合計	-600	-11,200	-21,000	-30,600	-39,500	

## ○65歳以上の場合(年金収入)

【単身世帯】

	所得 (年金収入)	7割軽減	7割軽減	2割軽減		
		0万円 (80万円)	30万円 (150万円)	80万円 (200万円)	130万円 (250万円)	180万円 (300万円)
現行	医療分	15,400	15,400	92,900	158,200	213,200
	後期分	4,100	4,100	23,100	38,900	51,900
	介護分					
	合計	19,500	19,500	116,000	197,100	265,100

	所得 (年金収入)	7割軽減	7割軽減	2割軽減		
		0万円 (80万円)	30万円 (150万円)	80万円 (200万円)	130万円 (250万円)	180万円 (300万円)
改正	医療分	13,600	13,600	77,700	130,700	174,600
	後期分	4,600	4,600	26,100	43,700	58,200
	介護分					
	合計	18,200	18,200	103,800	174,400	232,800

	所得 (年金収入)	0万円 (80万円)	30万円 (150万円)	80万円 (200万円)	130万円 (250万円)	180万円 (300万円)
		差額	医療分	-1,800	-1,800	-15,200
後期分	500		500	3,000	4,800	6,300
介護分						
合計	-1,300		-1,300	-12,200	-22,700	-32,300

【2人世帯】 ※配偶者の年金は120万円以下(所得0円)

	所得 (年金収入)	7割軽減	7割軽減	5割軽減	2割軽減	
		0万円 (80万円)	30万円 (150万円)	80万円 (200万円)	130万円 (250万円)	180万円 (300万円)
現行	医療分	23,200	23,200	90,400	168,700	239,200
	後期分	6,100	6,100	22,500	41,700	58,800
	介護分					
	合計	29,300	29,300	112,900	210,400	298,000

	所得 (年金収入)	7割軽減	7割軽減	5割軽減	2割軽減	
		0万円 (80万円)	30万円 (150万円)	80万円 (200万円)	130万円 (250万円)	180万円 (300万円)
改正	医療分	20,900	20,900	76,200	141,000	198,900
	後期分	7,100	7,100	25,500	47,200	66,500
	介護分					
	合計	28,000	28,000	101,700	188,200	265,400

	所得 (年金収入)	0万円 (80万円)	30万円 (150万円)	80万円 (200万円)	130万円 (250万円)	180万円 (300万円)
		差額	医療分	-2,300	-2,300	-14,200
後期分	1,000		1,000	3,000	5,500	7,700
介護分						
合計	-1,300		-1,300	-11,200	-22,200	-32,600

(2) 賦課限度額の改正

国では、平成30年度の国民健康保険料(税)賦課限度額改正を予定しています。改正理由は、国民健康保険の賦課限度額世帯の割合を被用者保険の標準報酬月額限度額の割合である1.5%をめどに引き上げていくこととしています。

改正内容は基礎課税分賦課限度額54万円を4万円引き上げて58万円とし、後期分・介護分を合わせた賦課限度額を93万円とするものです。

○賦課限度額を超える世帯数及び課税世帯に占める割合

(平成29年度所得・平成29年度税率を適正算定マニュアルで算定)

【基礎課税分】

	課税世帯	H29 改正前		H29 改正後		増減
		限度額 超過世帯	課税世帯 に占める 割合	限度額 超過世帯	課税世帯 に占める 割合	
一般	3,441	318	9.2	288	8.4	△30
退職	14	0	0.0	0	0.0	0
計	3,455	318	9.2	288	8.3	△30

【後期高齢者支援金分】

	課税世帯	H29 改正前		H29 改正後		増減
		限度額 超過世帯	課税世帯 に占める 割合	限度額 超過世帯	課税世帯 に占める 割合	
一般	3,441	193	5.6	193	5.6	0
退職	14	0	0.0	0	0.0	0
計	3,455	193	5.6	193	5.6	0

【介護納付金分】

	課税世帯	H29 改正前		H29 改正後		増減
		限度額 超過世帯	課税世帯 に占める 割合	限度額 超過世帯	課税世帯 に占める 割合	
一般	1,676	130	7.8	130	7.8	0
退職	27	0	0.0	0	0.0	0
計	1,703	130	7.6	130	7.6	0



○賦課限度額改正に伴う調定額

【基礎課税分】

H29	区分	算出税額	控除額		調定額
			限度超過額	低所得軽減	
改正前	一般	740,551,532	171,069,328	67,547,600	501,934,604
	退職	2,549,237	0	219,450	2,329,787
	計	743,100,769	171,069,328	67,767,050	504,264,391
改正後	一般	740,551,532	158,825,453	67,547,600	514,178,479
	退職	2,549,237	0	219,450	2,329,787
	計	743,100,769	158,825,453	67,767,050	516,508,266
増減	一般	0	△ 12,243,875	0	12,243,875
	退職	0	0	0	0
	計	0	△ 12,243,875	0	12,243,875

【後期高齢者支援金分】

H29	区分	算出税額	控除額		調定額
			限度超過額	低所得軽減	
改正前	一般	182,143,326	25,769,667	17,960,290	138,413,369
	退職	636,756	0	58,340	578,416
	計	182,780,082	25,769,667	18,018,630	138,991,785
改正後	一般	182,143,326	25,769,667	17,960,290	138,413,369
	退職	636,756	0	58,340	578,416
	計	182,780,082	25,769,667	18,018,630	138,991,785
増減	一般	0	0	0	0
	退職	0	0	0	0
	計	0	0	0	0

【介護納付金分】

H29	区分	算出税額	控除額		調定額
			限度超過額	低所得軽減	
改正前	一般	90,118,300	12,554,844	6,972,400	70,591,056
	退職	700,747	0	74,400	626,347
	計	90,819,047	12,554,844	7,046,800	71,217,403
改正後	一般	90,118,300	12,554,844	6,972,400	70,591,056
	退職	700,747	0	74,400	626,347
	計	90,819,047	12,554,844	7,046,800	71,217,403
増減	一般	0	0	0	0
	退職	0	0	0	0
	計	0	0	0	0

【合計】

H29	区分	算出税額	控除額		調定額
			限度超過額	低所得軽減	
改正前	一般	1,012,813,158	209,393,839	92,480,290	710,939,029
	退職	3,886,740	0	352,190	3,534,550
	計	1,016,699,898	209,393,839	92,832,480	714,473,579
改正後	一般	1,012,813,158	197,149,964	92,480,290	723,182,904
	退職	3,886,740	0	352,190	3,534,550
	計	1,016,699,898	197,149,964	92,832,480	726,717,454
増減	一般	0	△ 12,243,875	0	12,243,875
	退職	0	0	0	0
	計	0	△ 12,243,875	0	12,243,875

### 3. 制度改正に伴う事項について

#### (1) 軽減判定所得の改正

賦課限度額改定と合わせて、低所得者の保険料（税）負担を抑えるために軽減判定所得改正も検討されています。改正内容は5割軽減の基準額33万円に加える加算額を27万円から27.5万円に、2割軽減の基準額33万円に加える加算額を49万円から50万円に引き上げるものです。

軽減世帯が増えることにより調定額が下がることとなりますが、保険基盤安定繰入金の軽減分で補てんされます。

#### ○軽減対象世帯数及び被保険者数（平成29年度所得を適正算定マニュアルで算定）

##### 【基礎課税・後期高齢者支援金分】

区 分	改正前	改正後	増 減
7割軽減	1,240世帯	1,240世帯	0世帯
	1,597人	1,597人	0人
5割軽減	224世帯	231世帯	7世帯
	472人	487人	15人
2割軽減	659世帯	665世帯	6世帯
	1,118人	1,132人	14人
合 計	2,123世帯	2,136世帯	13世帯
	3,187人	3,216人	29人

##### 【介護納付金分】

区 分	改正前	改正後	増 減
7割軽減	507世帯	507世帯	0世帯
	555人	555人	0人
5割軽減	89世帯	91世帯	2世帯
	119人	122人	3人
2割軽減	263世帯	269世帯	6世帯
	328人	337人	9人
合 計	859世帯	867世帯	8世帯
	1,002人	1,014人	12人